

地域公共交通確保維持改善事業に係る交付要綱の改正について

改正の目的

地域公共交通確保維持改善事業について、平成 30 年度予算に盛り込まれた事項等を反映するため、交付要綱を改正する。

主な改正事項

【 】は交付要綱の該当箇所

1. 平成 30 年度予算に係る改正

- 被災地域地域間幹線系統補助における補助対象メニューの追加
 - ・ 福島県の原子力災害被災地域（12 市町村）の災害公営住宅経路系統に対する車両一括購入費補助を追加 【附則 15 条の 2～9、別表 28 の 2、別表 29 の 2】

- 地域公共交通確保維持改善事業における車両減価償却費補助等における記載内容の訂正
 - ・ 平成 27 年度まで東日本大震災復興特別会計において補助を行っていた東日本大震災被災地域の車両購入費等については、平成 28 年度から地域公共交通確保維持改善事業（一般会計）の車両減価償却費補助等で補助対象とすることとしていたが、交付要綱に明記されていなかったことが判明したため、当該内容の記載を追加 【附則（国総支第 6 8 号、国鉄都第 1 9 5 号、国自旅第 3 0 8 号、国海内第 1 9 5 号、国空事第 1 1 1 1 号）、別表 11～14】

- 内方線付き点状ブロックに関する規定を修正
 - ・ 平成 30 年度の内方線付き点状ブロックの整備については、地域公共交通確保維持改善事業で対応することから、記載内容を修正 【別表 23】

2. 平成 31 年度予算に係る改正

- 地域公共交通確保維持事業（幹線、フィーダー、離島航路及び離島航空路における運営費補助等）における観光と交通との連携に関する記載事項を追加
 - ・ 各地域における観光施策と公共交通との連携を強化することを目的として、地域公共交通確保維持事業の交付申請前に策定する生活交通確保維持改善計画の記載事項に、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律に基づく外客来訪促進計画との整合性を取ることを明記
【第 2 条第 3 項、第 7 条第 1 項第八号、第 17 条第 1 項第七号、第 32 条第 1 項第六号、第 44 条第 1 項第五号、第 64 条第 1 項第六号】